

I. 背景

平成 20 年秋以降の金融経済情勢の急速かつ大幅な悪化等を受け、我が国地域経済が低迷を余儀なくされる中、地域経済の再建を図るため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者の事業再生を支援することを目的として平成 21 年 6 月に公布された「株式会社企業再生支援機構法」に基づき、同年 10 月、当機構の前身である(株)企業再生支援機構が設立された。なお、同法については、平成 24 年 3 月に中小企業金融円滑化法の最終延長が決定されたことに伴う金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を後押しすること等を目的とする改正がなされ、同機構の支援決定期限を従前より 1 年半延長する等の措置が講じられた。

その後、地域の再生現場の強化や地域経済の活性化に資する支援の推進が喫緊の政策課題となっていること等を踏まえ、平成 25 年 1 月に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づき、同年 3 月 18 日に「株式会社地域経済活性化支援機構法」（以下「機構法」という。）が施行され、(株)企業再生支援機構については、事業再生支援に加え地域経済活性化に資する事業活動を支援する機関として、(株)地域経済活性化支援機構への抜本的改組及び機能拡充が行われた。

また、平成 26 年 10 月に、「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律」が施行され、当機構の機能に、新たに、事業再生ファンド及び地域活性化ファンドに対する有限責任組合員（LP）として出資する機能（特定組合出資）と、経営者保証の付された貸付債権等の買取を行機能（特定支援）の追加など必要な機能拡充が行われた。

今回の業務の実施状況評価は、機構法第 34 条及び機構法施行規則第 15 条第 4 項第 21 号の規定に基づき、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日（以下「平成 26 年度」という。）までを対象として、当機構の業務の実施状況について評価を行うものである（なお、当機構に改組した平成 25 年 3 月 18 日以降を含めて適宜評価を行う場合があるほか、当機構の直近の実績値を用いる場合もある）。

また、当機構を含む官民ファンドが政策目的に沿って運営されるよう、政府がその活動を評価・検証し、所要の措置を講じていくため、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」において「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成 25 年 9 月）が策定され、同ガイドラインに基づき各ファンドに対する検証作業が進められている。本評価を行うにあたっては、同検証作業も踏まえつつ、同ガイドラインに即した運営を確保していくための取組みを進めているところであり、当該取組みについても併せて評価を行うこととする。

Ⅱ. 具体的な評価

1. 支援決定等の実績

(1) 事業再生支援

(基本的認識等)

事業再生支援を進める上で、我が国の事業者の大多数を占め、各地域で経済を支える中小企業者等に対する支援が重要であるとの認識の下、事業再生に係る相談受付、事業者・債権者等関係者との協議・調整及び事業再生計画の策定支援等の再生支援決定に係る取組みを積極的に進めるとともに、中小企業再生支援協議会との連携・協力を通じた事業再生支援を進めてきた。また、再生支援決定を行った事業者については、事業継続に重大な懸念が生じた場合の対応体制の強化を図った上で、モニタリング管理や経営人材の派遣等を通じて事業再生計画の進捗状況等を定期的に又は必要に応じて随時把握し、事業者を巡る経営・事業環境の変化等に対処しながら、その着実な事業再生と企業価値の向上に取り組んできた。

(支援実績)

平成 26 年度において 18 件の再生支援決定を行うとともに、20 億円の出資・融資等の資金供給を行い、これらの支援を通じて約 4,000 人の雇用維持を図っている（当機構に改組された平成 25 年 3 月 18 日以降の支援決定件数は、28 件）。なお、再生支援決定を行った案件（公表案件に限る。）の概要については別紙 1 「支援決定事業者の再生計画の概要等」参照。

また、支援にあたっては、主務大臣が定める「株式会社地域経済活性化支援機構支援基準」（以下「支援基準」という。）との適合性を各案件毎にチェックし、支援基準が満たされていることを確認したうえで支援を決定している。

なお、第 186 回通常国会（平成 26 年 1 月 24 日から同年 6 月 22 日まで）において、当機構における事業再生や地域活性化に資する事業活動に対する支援を一層効果的に進めることを目的とした機構法の改正が行われたところであるが、その際、衆・参の内閣委員会において、「相談件数に比べ支援決定件数が依然として少なく、業務の効率化・迅速化を図ることにより、多くの支援を可能とするような体制構築を求める」との附帯決議がなされていることも踏まえ、当機構としては、関係機関等とより一層連携・協力して再生支援決定件数の積上げに向けた不断の努力を継続していくこととしており、相談案件に関する対応状況・進捗状況の管理の強化等により、引き続き支援の効率化・迅速化を図っていくこととしたい。

また、相談体制については、相談窓口として 13 名の金融等の専門家が地域別担当チームを編成して対応しているほか、信用金庫・信用組合からの事業再生・地域活性化に関する専門相談窓口を設けている。更に、従来の大阪オフィスに加え、平成 26 年度には 11 月に福岡オフィスを開設し、九州地区の相談受付機能等の強化を図っている（事業再生支援に関し、平成 26 年度の相談受付件数は 156 件、当機構に改組された平成 25 年 3 月 18 日以降、平成 27 年 3 月末までの間では 268 件の相談を受け付けている）。

（注）平成 27 年 4 月に仙台オフィスを開設し、東北地区の相談受付機能等の強化を図っている。

当機構においては、役職員が全国の金融機関を年間で延べ 700 件程度訪問し、再生支援の相

談や質問を受け付け、支援案件の掘り起こしを進めているところであり、今後もこうした取り組みにより、できる限り多くの中小企業の相談に乗り、支援に努めていくこととしたい。

(2) 地域経済活性化に資する事業活動に対する支援

(基本的認識等)

地域における事業再生や地域活性化事業活動に係る支援機能を持続的なものとして整備・拡充していくことが地域経済の活性化にとって重要であるとの認識の下、地域毎の具体的なニーズを踏まえながら、地域金融機関等と共同した事業再生ファンド及び地域活性化ファンドの設立・運営、地域金融機関等に対する特定専門家派遣、研修会開催及び地域金融機関からの人材の受入れ等地域の再生現場の強化と地域活性化に資する支援に係る取組みを積極的に進めてきた。

なお、地域経済活性化に資する事業活動に対する支援に係る体制構築の一環として、平成25年6月に、事業再生ファンド及び地域活性化ファンドを設立・運営する子会社として REVIC キャピタル株式会社（以下「REVIC キャピタル」という。）を設立したところであるが、さらに、地域金融機関等との共同出資により、地域活性化ファンドを設立・運営する子会社として、平成27年1月に NCB キャピタル株式会社を、平成27年3月に REVIC パートナーズ株式会社を設立した。

また、前述のとおり信用金庫・信用組合に対する専門相談窓口、大阪オフィス及び福岡オフィスを設置する等の支援体制の整備・強化を図ってきた。

(ファンドの設立実績)

平成26年度において、地域金融機関等と共同して15件のファンドを設立した(累計19件)。

(注) **別紙2**「事業再生ファンドの組成状況」及び**別紙3**「地域活性化ファンドの組成状況」参照。

(特定組合出資（LP出資）の実績)

平成26年10月に、特定組合出資（LP出資）機能が新たに追加され、平成26年度において、8件のファンドに対して特定組合出資決定を行った。

(注) **別紙4**「特定組合出資の状況」参照。

(機構が出資するファンドの投資実績)

平成26年度において、機構が出資する22件のファンドの内、9件のファンドにおいて18件の投資を実行した(累計19件)。

(特定専門家派遣実績)

当機構は、事業再生や地域活性化に係るノウハウ等の地域への移転を図る取組みとして、地域金融機関や事業再生ファンドに対する特定専門家派遣の決定を行っている(平成26年度の特定期間派遣決定件数は44件。平成27年3月末時点で累計63件)。当機構が派遣する

専門家は、財務内容の検証や事業再生計画の精査等、地域金融機関が取引先事業者に対して行う事業再生支援や観光バリューチェーン分析等、地域金融機関等が取り組む地域活性化に向けた取組みについて助言等を行っている。

(注) **別紙5**「特定専門家派遣の概要」参照。

(特定支援実績)

平成26年10月に、特定支援機能が新たに追加され、平成26年度においては3件の特定支援決定を行った。

(専門人材の育成と地域への還元)

事業再生ノウハウ等の地域への移転、地域での人材育成を図る取組みとして、地域金融機関等に対する事業再生等に関する研修会・勉強会を開催（平成26年度135回開催。累計215回開催）するとともに、地域金融機関から職員を受け入れている（平成27年3月末現在、地域銀行9名が在席）。

また、平成26年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地域金融機関による事業性評価等をサポートするための一層の取組みが機構に求められているところ、平成27年1月に地域金融機関向け短期トレーニー制度を開始した（平成27年4月に15名の地域金融機関職員が短期トレーニー制度を活用）。今後このような取組みを本格化させることにより、地域へのノウハウ移転・人材育成等の取組みを更に強化していく。

さらに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、経営（サポート）人材のマッチング等を行う子会社設立に関する提言もなされているところである。

2. 第6期決算の概要

当機構の業務運営については、将来の業務や事業規模の見通し等を踏まえ予算案を作成し、主務大臣の認可を得て執行するとともに、決算及び事業報告について、会計監査人及び社外監査役による監査、主務大臣の承認を受けている。

(1) 財産及び損益の状況

区 分	第3期 (平成23年度)	第4期 (平成24年度)	第5期 (平成25年度)	第6期(当期) (平成26年度)
営業収益(百万円)	1,064	307,853	2,683	18,434
経常利益(百万円)	△3,567	302,550	△1,083	13,335
当期純利益(百万円)	△3,582	178,433	△1,088	12,369
1株当たり当期純利益(円)	△8,898.42	438,257.52	△2,356.69	26,527.14
総資産(百万円)	406,997	325,909	111,410	128,299
純資産(百万円)	19,083	200,471	110,689	126,059
1株当たり純資産額(円)	47,400.16	434,206.12	239,746.36	241,634.68

(2) 貸借対照表・損益計算書の主な項目の説明

1) 貸借対照表（平成 27 年 3 月 31 日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	124,127	流 動 負 債	1,676
現金及び預金	1,169	未払費用	411
有価証券	28,599	未払法人税等	1,019
短期貸付金	75,777	預り金	145
貸出金	8,000	賞与引当金	84
営業投資有価証券	1,504	役員賞与引当金	2
未収入金	8,935	リース債務	1
立替金	32	その他	11
未収消費税等	18		
その他	90	固 定 負 債	563
固 定 資 産	4,171	退職給付引当金	410
有 形 固 定 資 産	174	役員退職慰労引当金	37
建物	65	資産除去債務	105
工具器具及び備品	99	リース債務	8
リース資産	9	その他	0
無 形 固 定 資 産	49	負 債 合 計	2,239
無形固定資産	49	(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	3,948	株 主 資 本	126,059
関係会社株式	3,588	資 本 金	26,084
差入保証金	347	利 益 剰 余 金	99,975
その他	12	その他利益剰余金	99,975
		繰越利益剰余金	99,975
資 産 合 計	128,299	純 資 産 合 計	126,059
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	128,299

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

主なものとしては、資産の部については現預金、有価証券及び短期貸付金（国庫短期証券及び買現先取引による余資運用）1,055 億円、貸出金（支援対象事業者 7 社に係る債権買取及び新規融資）80 億円、営業投資有価証券（特定組外出資 6 件等）15 億円、関係会社株式（支援対象事業者 3 社及びファンド運営子会社 3 社に対する出資）35 億円となった。

また、負債の部については、未払法人税等 10 億円、退職給付引当金 4 億円、純資産の部については、資本金 260 億円、利益剰余金 999 億円となった。

2) 損益計算書（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
営 業 収 益		18,434
営 業 費 用		5,102
営 業 利 益		13,331
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
有 価 証 券 利 息	14	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	1	24
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	21	
支 払 利 息	0	21
経 常 利 益		13,335
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	9	9
税 引 前 当 期 純 利 益		13,325
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		955
当 期 純 利 益		12,369

（注）金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

主なものとしては、営業収益（債権回収益、貸出金利息、株式売却益等）184 億円、営業費用（デューデリジェンス費用、人件費及び地代家賃等）51 億円、営業利益は 133 億円、当期純利益 123 億円となった。

3) 株主資本等変動計算書（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	23,084	87,605	87,605	110,689	110,689
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
新 株 の 発 行	3,000		-	3,000	3,000
当 期 純 利 益		12,369	12,369	12,369	12,369
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	3,000	12,369	12,369	15,369	15,369
当 期 末 残 高	26,084	99,975	99,975	126,059	126,059

（注）金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株式会社地域経済活性化支援機構法の改正法（平成 26 年 10 月施行）により新たに追加さ

れた特定組合出資（LP出資）機能を十全に活用し、我が国における最重要課題の一つである地方創生に資する施策に取り組んでいくため、平成26年度財政投融资特別会計（産業投資出資）補正予算において、特定組合出資を行うために必要な財源として30億円が措置され、同額の新株の発行を行った。

3. 運営状況

(1) 運営全般

①政策目的

当機構は、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業等の事業再生支援と地域経済活性化に資する事業活動支援を行うとの政策目的に従い業務を運営しており、当該目的に沿った業務運営を図っていくため、再生支援等の決定について、事業者の規模・属性や支援形態等に応じた柔軟な決定が可能となる態勢をとっている。

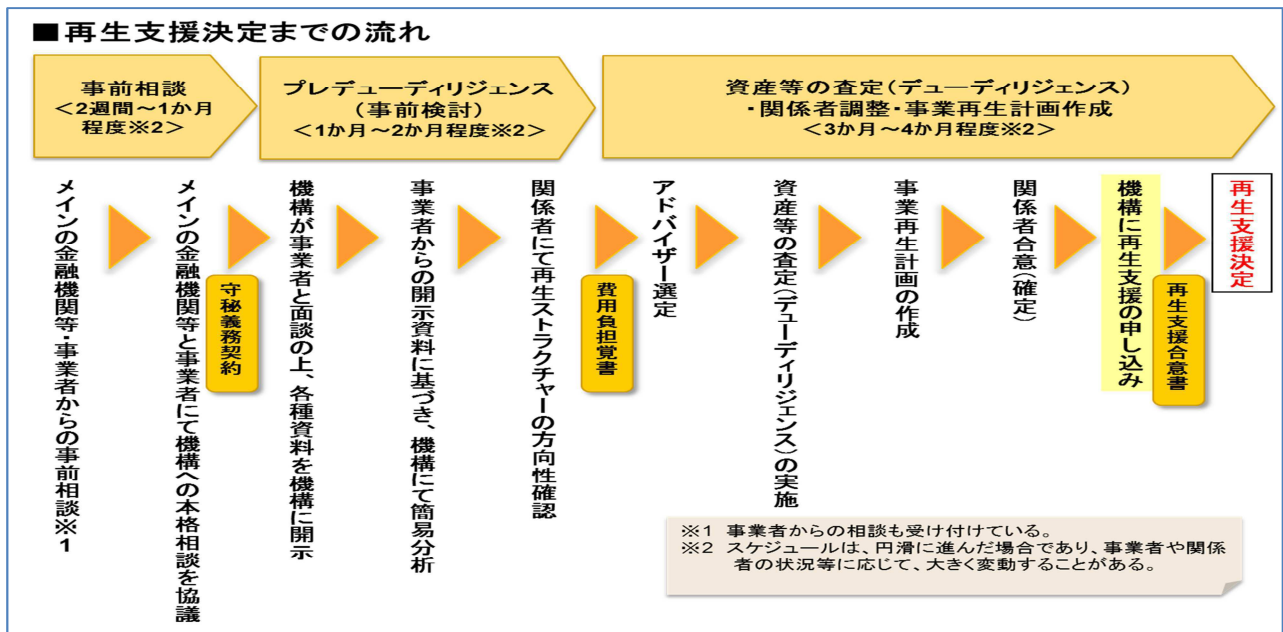
なお、平成25年3月18日より㈱地域経済活性化支援機構としての業務を開始して以降、当機構は平成27年3月末現在で28件の再生支援決定を行っているが、いずれも中小企業や病院等の中小・中堅規模の事業者であり、製造業、医療、学校等の地域密着型の業種が多く、地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うという法令上の目的に沿ったものとなっている。

②民業補完（リスクマネー供給の不十分な分野・地域への提供）

再生支援については、「メインバンク、スポンサー等から資金支援を受けるなど、民間の資金を最大限に活用する」「機構による出資はスポンサーへの譲渡までの暫定的措置である」等の支援基準に基づき、民間や他のファンドでは対応困難な案件に積極的に取り組むとの基本的方針の下で支援を行っている。なお、当機構が再生支援決定を行った28件（平成27年3月末現在）のうち23件は出資を行わないものとなっている。

また、当機構が特定経営管理を行うファンド運営子会社が地域金融機関等と共同して行う無限責任組合員（GP）としての出資については、「民間事業者による出資の額の見込みに照らし必要最小限のものであること」、特定組合出資機能については、「一組合への出資限度額は、出資約束金額総額の2分の1以下であること」等の支援基準に基づき、民間資金の「呼び水」となるための適切な水準となるよう設定し、民業補完の確保に努めている。

(2) 投資の態勢



①事前相談から投資決定まで

案件の発掘においては、金融機関や事業者等からの相談を受けてその再生可能性等を評価することが基本となるが、初期段階を含めその評価に係る作業は、弁護士、会計士、コンサルタント、ファンド・金融機関等の民間出身の専門家が対応している。

②資産等の査定（デューデリジェンス）

事業再生の見極めや金融機関の債権放棄の合理性を担保するための資産評価手続、いわゆるデューデリジェンス（以下「DD」という。）については、中立・公正な検証を行うため、支援案件毎に編成する専門家からなる案件担当チームが、外部の法律・会計事務所、調査会社等の専門家も活用しながら実施している。

DDについては、従来より①中小企業については実際にかかったDD費用の10分の1の負担とする、②支援決定に至らなかった場合には原則として当機構が全額負担するなど利用者の費用負担軽減に努めてきたところであるが、さらに、平成25年6月に「デューデリジェンスに係る委託費用の適正性の検証に係る規程」を策定し、費用の適正性を検証する体制を構築している。

第186回通常国会の機構法改正にあたり、衆・参の内閣委員会において、「DDの簡易化を行い、費用の低減化を図るとともに、要する費用の予見可能性を高めるよう努める」旨附帯決議されていることも踏まえ、DDに先立って実施しているプレDD（当機構の専門家による事前調査）における検証結果をDDに活用する等の工夫を行っていくとともに、プレDDの検証項目を可能な限り増やし、パッケージとして効率的に実施する等の業務努力により、事業者負担の削減に努めているほか、相談者である事業者に対してDD費用の実績値を提示すること等により費用の予見可能性を高めるよう努めている。

③監視・牽制体制

事業者や投資の規模等に応じ、経営会議（常勤の役員等で構成）における協議を経たうえで、上場企業等への投資については地域経済活性化支援委員会（以下「委員会」という。）、出融資等の総額が一定額を超える事業者等への投資については取締役会、それ以外の投資については代表取締役社長が再生支援等の可否を決定しているが、委員会及び取締役会には社外取締役 4 名及び社外監査役 3 名が、経営会議には社外取締役 1 名（委員会の委員長）が参加し、独立した中立的立場から監視・牽制機能を発揮している。代表取締役社長が決定する案件は、社外取締役及び社外監査役がメンバーである取締役会への報告事項とすることにより、牽制機能が働く仕組みを構築している。

また、取締役会、委員会に対するアドバイザリー機能として、中小企業や金融等の分野で豊富な経験と高い見識を有する社外有識者 2 名を特別顧問として配置し、適宜委員会・取締役会への助言を得ている。

なお、ファンド運営子会社の監視・牽制については、以下のような仕組みを構築している。

- i) 同子会社の業務運営に係る重要事項の決定は当機構の取締役会の承認事項とする。
- ii) 当機構における同子会社の経営管理を統括する責任者と同子会社の経営責任者は別人格とし、当機構と同子会社の出資先のファンド等との間の利益相反等に関わる重要事項は、特定経営管理業務を所掌しない当機構役員がチェックを行う。
- iii) 同子会社の出資先のファンドに設置される投資委員会は、同子会社及び同子会社と共同して GP となる地域金融機関等から派遣される投資委員で構成する。更には外部の有識者等を必要に応じて招聘する等により投資判断の透明性等を確保する。また、投資委員の選任については、当機構の取締役会での承認を要し、投資委員会での同派遣投資委員の議決権行使については、当機構の経営会議での協議を経た上で、代表取締役専務の承認を要するものとする。

【利益相反事項の検証と確認】

再生支援に係る再生支援決定、買取決定及び出資決定等を行う取締役会及び委員会において、案件と特別の利害関係を有する者は機構法上議決に加わることができないこととされている。また、取締役の兼業については取締役会、職員の兼業については当機構内の兼業審査委員会での承認を要することとしている。

更に、ファンド運営子会社が運営するファンドについては、当機構と同ファンドの出資先（事業再生・地域活性化ファンド）との間における利益相反等の重要事項について、特定経営管理業務を所掌しない当機構役員が検証を行う体制としている。

④投資方針

法目的の達成に向け、可能な限り多くの支援を行うとの方針で取り組んでいる。なお、民間資金の呼び水機能については、(1)②（民業補完）参照。

⑤投資実績の評価

個別の再生支援案件については、原則として、月次で売上高等の各種指標のほか再生計画で定めた改善施策の進捗等を確認するとともに、四半期毎に、実行した投融資の毀損可能性等を評価している。

また、機構が出資しているファンドにかかる投融資先事業者についても、事業（再生）計画に基づき、原則として、月次で財務状況等を確認している。

なお、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき作成した当機構のKPI（政策目標等の達成状況が事後検証可能な指標）は別紙6のとおりであり、当該KPIに基づく評価を行いながら、同ガイドラインが求める事項に適切に対応し、同ガイドラインに即した運営を確保していく。

（注）別紙6「地域経済活性化支援機構（REVIC）のファンド全体のKPI」等参照。

(3) ポートフォリオマネジメント

個別案件におけるリスクテイクとポートフォリオマネジメントについては、当機構の公的な性格も踏まえ、リターン見込みの多寡により投資判断を行うものではないが、生産性向上・財務健全化等に係る支援基準を満たし、投下資金以上の回収が見込まれる案件を支援することによって、全体としての元本確保を図るよう努めている。

なお、実行した投融資のモニタリングについては、個別案件のモニタリングを行う案件担当チームとは別の組織に属するモニタリングチームが全体的状況を把握して行い、四半期毎に取締役会及びモニタリング会議に報告している。

4. その他

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「日本再興戦略」改訂2015において、以下の施策が盛り込まれている。

○まち・ひと・しごと創生総合戦略（機構関連抜粋）（平成26年12月27日閣議決定）

- ・ 金融機関等と連携を図りつつ、経営（サポート）人材のマッチングを行う、地域経済活性化支援機構の子会社を設立・稼働（必要に応じ、派遣人材への経営課題解決能力等の研修を実施）
- ・ 地域経済活性化支援機構の事業性評価等をサポートする特定専門家派遣機能及び新たに創設する「地域金融機関向け短期トレーニー制度」の活用
- ・ 地域経済活性化支援機構と地域金融機関等が設立するヘルスケアファンドによる出資等の支援
- ・ 地域経済活性化支援機構、日本政策投資銀行等による観光を対象としたファンドの活用による、観光を軸とした地域活性化モデルを構築
- ・ （地域を担う中核企業支援）地域経済活性化支援機構や独立行政法人中小企業基盤整備機構によるファンドの活用等を通じた総合的な支援体制を強化
- ・ 地域経済活性化支援機構による経営者保証付債権等の買取り・整理等支援の強化

○「日本再興戦略」改訂 2015（機構関連一部抜粋）（27 年 6 月 30 日閣議決定）

- ・ 地域経済活性化支援機構等と連携して、「地域ヘルスケアビジネス事業化プラットフォーム（仮称）」を創設し、投資前段階からの人材育成を含むビジネスモデルの作り込みやリスクマネーの供給を一体的に促進する。
- ・ 地域ヘルスケア産業支援、地域観光・まちづくり活性化、地域中核企業活性化、復興・成長支援等のために地域金融機関等と地域経済活性化支援機構が連携して出資・設立する「地域活性化・事業再生ファンド」を活用し、地域企業への資金供給を促進する。
- ・ 様々なライフステージにある企業の事業内容等を適切に評価し企業の経営改善や生産性向上等を支援するため、金融機関による事業性評価に基づく融資の取組やコンサルティング機能の強化、2013年12月に策定された「経営者保証に関するガイドライン」の一層の活用、本年 1 月から開始された地域経済活性化支援機構による地域金融機関向け短期トレーニー制度の活用等の促進を図る。

当機構としては、これらも踏まえ、機構の有する多様な枠組み・機能や他の支援機関との連携等により、地域経済を支える事業者等を支援し、地域経済の活性化に繋げていく。

Ⅲ. 総括

今回、当機構が平成 26 年度に実施した業務に係る実施状況の評価を行ったところであるが、当機構の有する多様な枠組み・機能や他の支援機関との連携等により、事業再生・地域活性化ノウハウの全国的な浸透を図ることを通じ、地域において自律的かつ持続的に事業再生・地域活性化が行われるよう触媒としての役割を果たしているものと考えている。

当機構としては、引き続き各地域の具体的なニーズに適切に対応しながら、リスクマネー供給が不十分な分野・地域における再生支援を積極的に進めていく。さらに、今般の法改正により付与された新たな機能を十全に活用し、地域活性化ファンド等の設立・運営や地域金融機関等に対する特定専門家派遣、研修、人材受入れ等を通じた地域における事業再生・地域活性化のノウハウの蓄積・浸透を図る取組みを積極的に進めていく。

以上

支援決定事業者の再生計画の概要等
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照

再生支援対象事業者	(株)紅乙女酒造 【再生支援完了:平成26年2月28日】	(株)中山製鋼所	(株)北都 (株)三都 【再生支援完了:平成25年10月29日】
再生支援決定	平成25年3月21日	平成25年3月28日	平成25年3月28日
買取決定等	平成25年5月23日	平成25年6月20日	平成25年5月28日(買取しない旨)
出資決定	—	—	—
処分決定	平成26年1月31日	—	—
事業概要			
業種	酒類製造、酒類販売	鉄鋼事業、エンジニアリング事業、不動産事業	印刷物の製造及び販売等(北都) A判印刷事業(三都)
本社所在地/資本金	福岡/0.7億円	大阪/155.38億円	新潟/0.99億円(北都) 1.56億円(三都)
企業グループ	—	連結子会社6社(H25/2/28)	—
従業員	36名(H24/12末)	538名(H25/1/1、中山製鋼所単体)	148名(H24/12末、北都) 4名(H24/12末、三都)
支援申込/連名金融機関等	福岡銀行、ふくや	三菱東京UFJ銀行	第四銀行、島津印刷
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	H21年に銀行の協力を得て、事業構造の再構築、低コスト企業体質への変革を図ったが、競争環境が更に厳しくなる中で、収益力回復には至らず、H22年12月期には経常赤字を、翌期には営業赤字を計上した。 今後の収益回復も限定的な中、過去の設備投資の借入負担は重く、老朽化した生産設備の修繕や必要な設備投資に伴う追加コストも予想されることから、主力の福岡銀行及びスポンサーと協議し、申込に至った。	リーマンショックにより鉄鋼需要が急激に悪化、転炉工場及びコークス工場の休止やエネルギー供給体制の再構築により大幅なコスト削減を行ったが、高炉メーカー時代の休止設備や工場敷地を抱え、多重構造の組織人員体制のまま高コスト体質から脱却できず、H18年以降の熟延工場への新規投資等の借入負担も重く、H21年より3期連続で多額の営業損失を計上するに至っていることから、主力の三菱東京UFJ銀行と協議し、申込に至った。	北都は、商業印刷事業が低迷する中、本社工場を増築、新規に印刷機を導入したが、当初予定通りには受注が伸びず、結果として借入残高を増加させることとなった。また、H19年12月からH20年1月までの間に、ファクタリング債権を購入し、資金繰りを圧迫する要因となった。三都も、出版業の不振を背景に北都からのA判印刷事業の受注量が伸びず、業績も低迷していることから、主力の第四銀行及びスポンサーと協議し、申込に至った。
事業計画 売上高 経常利益	「胡麻焼酎への回帰」及び「麦焼酎の再構築」を行い、『プロダクトミックス等の再構築による収益構造の改善』を図ると共に、『製造設備の投資』により、再生を図る。 売上高:16億円(H23.12) 経常利益:▲1.41億円(H23.12)	『業界トップクラスのロー・コスト経営の確立』、『グループ一体経営の強化による総合力の発揮』及び『健全な財務体質への改善』を基本方針として、再生を図る。 売上高:1,138億円(H24.3、中山製鋼所単体) 経常利益:▲83.43億円(H24.3、中山製鋼所単体)	『顧客開拓の協力』、『共同仕入等による材料費削減』、『外注費の改善』、『下請受注による売上拡大』及び『コスト削減』の各施策を実施し、再生を図る。 売上高:26億円(H24.6、北都) 2億円(H24.6、三都) 経常利益:▲0.65億円(H24.6、北都) ▲0.90億円(H24.6、三都)
スキーム骨子	スポンサーは、既存株主より、再生支援対象事業者の発行済株式の全部を備忘価格にて取得し、再生支援対象事業者の100%親会社となる。	グループ全体の経営資源の選択と集中及びガバナンス体制の強化を目的に、株式交換による連結子会社の完全子会社化を実施。事業再生計画遂行の為に第三者割当増資を行い、スポンサーから約90億円を調達。また、資本剰余金を減少させ、負の利益剰余金を可及的速やかに解消させる。	北都は、吸収分割により、スポンサーが設立する新会社に対し、印刷事業及び負担可能な債務を承継。分割後の新会社は、スポンサーから85百万円の出資、第四銀行から最大200百万円の運転資金枠の設定を受ける。三都は、スポンサーの子会社に対して、印刷事業を譲渡する。
増資	—	第三者割当により、スポンサーが約90億円を出資	新会社に対し、スポンサーが85百万円を出資
スポンサー候補	ふくや	新日鉄住金、日鐵商事、阪和興業、エア・ウォーター、大阪瓦斯、大和PLパートナーズ	島津印刷

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件28件のうち、任意公表を行った13件について記載しております。

支援決定事業者の再生計画の概要等
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照

再生支援対象事業者	(株)マリーナ電子 (株)マリーナ産業 【再生支援完了:平成26年2月7日】	医療法人社団東華会 (有)東華医療設備	寿工業(株)
再生支援決定	平成25年3月28日	平成25年5月30日	平成25年9月13日
買取決定等	平成25年5月28日(買取しない旨)	平成25年8月2日	平成25年11月29日
出資決定	—	—	平成25年11月29日
処分決定	—	—	—
事業概要			
業種	電子部品受託製造業(マリーナ電子) OA機器等販売業、不動産賃貸業(マリーナ産業)	医療事業及び介護事業(東華会) 病院敷地等の不動産賃貸業(東華医療設備)	鉄鋼製品及び鋳鋼品の製造販売等
本社所在地/資本金	茨城/4.17億円(マリーナ電子) 0.15億円(マリーナ産業)	神奈川/0.11億円[出資金](東華会) 0.03億円(東華医療設備)	東京/0.48億円 (主たる事業所在地:広島県呉市)
企業グループ	—	—	事業子会社6社
従業員	230名(H24/12末、マリーナ電子) 18名(H24/12末、マリーナ産業)	244名(H25/3末、東華会) 1名(H24/12末、東華医療設備)	[単体]78名、[連結]386名(H24/11末)
支援申込/連名金融機関等	筑波銀行、常陽銀行、キャノン電子	横浜銀行	もみじ銀行、広島銀行、呉信用金庫、商工組合中央金庫
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	マリーナ電子は、世界的な景気後退により、売上高はピーク時の約3分の1に落ち込み、関係子会社の整理、人員削減及び賃金カット等のリストラを実施したが回復せず。資金繰りは逼迫。過去の積極的な設備投資等による多額の有利子負債は返済不能な状況。マリーナ産業は、OA機器等販売・不動産賃貸事業を細々と営んでいるが、こちらも過去の不動産投資等による借入金は返済不能なことから、主力の筑波銀行、常陽銀行、主要取引先であるキャノン電子と協議し、申込に至った。	東華会は、収益力と比べて借入過多の状態にあり、また中核事業である相模湖病院は、精神病床削減を進める制度改定が予想される中、設備投資を含む事業モデルの転換を行わないと、現状収益の維持が困難となるおそれがある。これらの状況を受け、主要金融機関である横浜銀行と協議し、事業モデルの転換、新経営体制の確立と共に、金融支援による財務体質改善を企図して、機構への申込に至った。	寿工業は、北九州市において韓国向けの鍛造用鋼塊(インゴット)等を製造するため巨額の資金を調達し、韓国企業と合併で「アジア特殊製鋼(株)」(ASS)を設立、併せて自身による北九州製作所を設立したが、工場建設中にリーマンショックが勃発。2009年10月から本格稼働したものの、リーマンショックに端を発した需要後退や為替の影響等により、2012年4月にASSは自己破産を申請、北九州製作所はその後操業停止。その結果、ASSに対する多額の保証債務を抱えるに至った。
事業計画売上高経常利益	『収益構造の改善、生産性の向上・効率化』、『生産設備の適正化』、『採算管理の徹底化』及び『組織運営体制の改革』の各施策を実施し、再生を図る。 売上高:32億円(H24.10、マリーナ電子) 4億円(H24.10、マリーナ産業) 経常利益:▲2.06億円(H24.10、マリーナ電子) ▲0.11億円(H24.10、マリーナ産業)	「依存症治療の強化」、「認知症患者の地域連携」、「退院後のケアを見据えた長期入院患者の退院促進」の各施策を実施し、これまでの長期入院が中心であった事業モデルから、地域ケアを中心とする事業モデルへ転換し、再生を図る。 売上高:21億円(H24.10、東華会) 0.3億円(H24.10、医療設備) 営業利益:0.7億円(H24.10、東華会) 0.2億円(H24.10、医療設備)	「製鋼事業における売上・収益の維持拡大」、「船用鋳鋼品及び陸用鋳鋼品の収益性改善」、「設備投資の合理化」、「組織運営体制・人事政策の改革」の各施策を実施し、再生を図る。 売上高:171億円(H24.11) 経常利益:▲14億円(H24.11) 【参考】北九州事業損益を除いた場合 売上高:157億円、経常利益:3.2億円
スキーム骨子	マリーナ電子は、吸収分割により、新会社に基板実装事業及び負担可能な債務を承継。新会社は、茨城いきいき2号ファンド、キャノン電子等から出資、筑波銀行から最大100百万円の運転資金枠の設定を受ける。マリーナ産業は両事業から撤退、OA機器等販売事業は、キャノン電子又はその子会社への会社分割による承継を検討中、不動産賃貸事業は、保有全物件を処分する。	東華医療設備は、東華会に対し不動産移転と免責的債務引受を実施後、特別清算手続を申立て。東華会は、金融機関による金融支援実施後、機構及び横浜銀行による運転資金・構造改革資金等の新規融資(融資枠の設定)、社員・理事等の経営人材派遣などによる再生支援を受ける。	寿工業は、吸収分割の手法を用いて同社が設立する新会社に対して全ての事業及び負担可能な債務を承継後、所有不動産等資産処分の上、特別清算手続を申立て。新会社は、機構からの出資(総額5億円)、DESを希望する債権者からの債権の現物出資を受けるとともに、機構より総額350百万円、同じくもみじ銀行からも同額の融資枠の設定を受ける予定。
増資	新会社に対し、茨城いきいき2号ファンドが32百万円、キャノン電子が7百万円、マリーナ電子代表取締役等個人が11百万円を出資	—	新会社に対し、機構から出資(総額5億円)、及びDESを希望する債権者からの債権の現物出資
スポンサー候補	—	—	—

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件28件のうち、任意公表を行った13件について記載しております。

支援決定事業者の再生計画の概要等
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照

再生支援対象事業者	新和印刷(株) 新和ロジスティクス(株)	(株)沖繩三越	(株)フレンドリー
再生支援決定	平成26年7月22日	平成26年8月1日	平成26年8月1日
買取決定等	平成26年9月17日(買取しない旨)	平成26年8月29日(買取しない旨)	平成26年10月3日(買取しない旨)
出資決定	—	平成26年8月29日	平成26年10月3日
処分決定	—	—	—
事業概要			
業種	印刷製版製本業等(新和印刷) 運送業及び倉庫業等(新和ロジスティクス)	百貨店及びその他店舗の運営	ファミリーレストラン・居酒屋の運営
本社所在地/資本金	大阪/0.69億円(新和印刷) 0.1億円(新和ロジスティクス)	沖繩/4.54億円	大阪/39億円
企業グループ	—	—	—
従業員	91名(H26/4末、新和印刷) 12名(H26/4末、新和ロジスティクス)	167名(H26/4/1現在)	202名(H26/3末:正社員)
支援申込/連名金融機関等	三井住友銀行、石田大成社	沖繩銀行、リウボウホールディングス	りそな銀行
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	2000年代における国内での資材印刷需要の急減や、最大取引先の事業再編等に伴う取引方針の見直し、営業人脈の喪失により、受注が大きく落ち込んだ。更にバブル期の不動産投資の失敗に起因する有利子負債が過大であり、事業継続が困難な状況に陥っていた。以上の経緯から、事業を抜本的に再建させるため、三井住友銀行及び石田大成社と協議の上で、再生支援の申し込みをするに至った。	沖繩三越が位置する国際通りの客層が観光客・若年層にシフトしたこと等、地域商業環境の変化等により百貨店売上が減少。加えて、三越商標利用期限の到来が迫り、主要事業である百貨店事業継続の見通しが立たず、抜本的な事業再構築を図るため、主力の沖繩銀行及びリウボウホールディングスと協議し、再生支援の申し込みをするに至った。	フレンドリーは、2007年のサブプライムローン問題と2008年のリーマンショックに端を発する景気後退・悪化の影響を受け業績が悪化。2010年3月期に「経営構造改革計画」を作成、セントラルキッチンの廃止など様々な対策に取り組み大幅な経費削減を達成したが、設備投資に十分な資金を得るまでには収益は改善せず、メインバンクであるりそな銀行と協議の上、再生支援の申し込みをするに至った。
事業計画 売上高 経常利益	①顧客開拓強化、②業務効率化、③公正かつ適材適所の人事制度及び成果主義の導入の各施策を実施し、再生を図る。 売上高:31億円(H25.10、新和印刷) 2億円(H25.12、新和ロジスティクス) 経常利益:0.17億円(H25.10、新和印刷) 0.27億円(H25.12、新和ロジスティクス)	「百貨店事業の終了及び百貨店事業以外の事業継続」、「百貨店閉店後の跡地を利用した、観光エンターテイメント事業の展開」、「スポンサーを中心とした取締役による経営体制の構築」により再生を図る。 売上高:76億円(H26.2) 経常利益:0.7億円(H26.2)	①ハードの改善(店舗改装、業態再編)、②ソフトの改善(店舗オペレーション改善等)、③支出の抑制(更なるコスト削減、不採算店からの撤退)を実施し、業績回復を果たす事を目指す。 売上高:91億円(H26.3) 経常利益:△2.8億円(H26.3)
スキーム骨子	新和印刷は、吸収分割の手法を用いて、石田大成社が設立する新会社に対し、事業に必要な資産負債及び権利義務を承継。旧会社は、遊休不動産等を売却し、売却代金は負債の返済に充当。残債務は、特別清算等の法的整理により処理。新和ロジスティクスは、全株式を吸収分割に係る承継資産として移転させ、新会社の100%子会社として石田大成社に経営権を移転。	沖繩三越の法人格を維持し、いわゆる100%減増資を行い、リウボウホールディングスが沖繩三越の経営権を取得。資金面については、リウボウホールディングス及び機構による出資に加え、沖繩銀行及び機構が融資。	取引金融機関に対し約5年間の元本弁済停止を要請、メインバンクは更にDESの実行、コミットメントラインの設定、金利減免、人材の派遣等の金融支援を行う。筆頭株主である前会長は、保有株式の一部を無償譲渡。また機構は新株予約権付社債等を引受け、約10億円の設備投資資金を提供、併せて人材の派遣を行う予定。
増資	—	100%減資後の沖繩三越に対し、機構から出資(総額0.35億円)	—
スポンサー候補	石田大成社	リウボウホールディングス	—

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件28件のうち、任意公表を行った13件について記載しております。

支援決定事業者の再生計画の概要等
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照

再生支援対象事業者	(株)最上 (株)海荘 (株)クリアウォーター	社会福祉法人宇治病院	(株)建材社 【再生支援完了:平成27年1月30日】
再生支援決定	平成26年8月6日	平成26年8月8日	平成26年8月22日
買取決定等	平成26年10月7日	平成26年8月29日(買取しない旨)	平成26年9月12日(買取しない旨)
出資決定	平成26年10月7日	-	-
処分決定	-	-	-
事業概要			
業種	鮮魚小売(最上)、鮮魚小売(海荘)、 辛子明太子製造販売(クリアウォーター)	医療事業、介護事業	建材卸売、タイル工事等
本社所在地/資本金	福岡/0.48億円(最上)、0.3億円(海荘) 0.5億円(クリアウォーター)	京都/0.32億円(基本金)	北海道/3.4億円
企業グループ	-	-	札建運輸(株)他事業子会社
従業員	339名(H26/2末、最上)、142名(H26/2末、 海荘)、83名(H26/2末、クリアウォーター)	469名(H26/3末)	[単体]46名(H26/3末)
支援申込/連名金融機関等	福岡銀行	京都銀行	北海道銀行、クワザワ
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	バブル経済の崩壊に伴う国内消費の低迷により業績が徐々に下降する状況に陥った。出店先テナントへの依存体質からの脱却に加え、飲食事業への進出など事業の多角化を行ったが、採算見通しに比して過度な投資支出を行ったため、多額の有利子負債を抱えることとなった。また、2008年のリーマンショックに端を発した更なる消費低迷により業績が悪化し、事業継続は極めて困難な状況に陥ったことから、福岡銀行と協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	医療機関の機能分化の流れに沿わない病床運営等により病床稼働率が低下したため、収益が低迷し、収益に比して過大な借入金負担となっていた。一部病棟転換等により収益はやや改善したが、建物の老朽化による修繕や設備更新の必要にも迫られているにも関わらず、借入金の返済も困難な状況に陥っていた。そこで、財務体質を改善するとともに、医療・介護の質向上の土台となる経営改善を推し進めることを目的として、再生支援の申込みをするに至った。	バブル期の景気後退を背景に、本業の建材卸売事業が低迷したのに加え、多角化した事業がいずれも深刻な業績不振に陥った。多角化事業の縮小と債務の圧縮が続けたが、リーマンショックによる更なる景気後退により、金融債務の弁済が困難な状況となったことから、取引金融機関の協力を得て、低コスト企業体質への変革を図った。しかし、外部環境は更に悪化し、事業の継続が困難な状況であったことから、北海道銀行及びクワザワと協議の上、再生支援の申込みをするに至った。
事業計画 売上高 経常利益	「適正な店舗配置」、「仕入調達ルートの適正化・多角化」、「店舗運営オペレーションの改善・統一化」及び「経営体制の刷新と意思決定構造の再構築」の各施策を実施し、再生を図る。	医療と介護の連携強化、訪問看護体制の強化、経費削減の各施策を実施し、再生を図る。	①販売体制強化による収益構造の改善、②与信管理体制の強化、③組織運営体制強化の各施策を実施し、再生を図る。
	売上高:33億円(H25.5、最上)、16億円(H25.5、海荘)、6億円(H25.5クリアウォーター) 経常利益:△1.88億円(H25.5最上)、0.13億円(H25.5海荘)、△0.2億円(H25.5クリアウォーター)	サービス活動収益:31億円(H26.3) サービス活動増減差額:△0.76億円(H26.3)	売上高:51億円(H26.3、単体) 経常利益:1.49億円(H26.3、単体)
スキーム骨子	最上100%出資の受皿会社を作り、機構が株式を譲受した後、会社分割により事業を譲渡し、機構が出資を実施。併せて、人材の派遣、融資枠の保証も行う。	関係金融機関等が債権放棄等の金融支援を実施する。	建材社は、100%減増資の手法を用いて、クワザワの完全子会社となる。一方で、遊休不動産を売却した売却代金を負債の返済に充当した上で、取引金融機関が一部債権放棄を実施する。残債務については、債権放棄と同日付けで、クワザワからの貸付金を原資として全額弁済する。
増資	新会社に対し、機構から出資(総額0.98億円)	-	-
スポンサー候補	-	-	クワザワ

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件28件のうち、任意公表を行った13件について記載しております。

支援決定事業者の再生計画の概要等
 (平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照

再生支援対象事業者	熊本バス(株)
再生支援決定	平成27年2月13日
買取決定等	-
出資決定	-
処分決定	-
事業概要	
業種	自動車一般運輸業(バス事業)、自動車学校運営業等
本社所在地/資本金	熊本/1億円
企業グループ	-
従業員	184名(H26/12末)
支援申込/連名金融機関等	熊本第一信用金庫、肥後銀行
事業計画概要	
支援申請に至った経緯	熊本バスは、バス事業等の交通サービス等を提供することで、地域社会・経済に貢献し、順調に事業を拡大してきたが、近年、路線バス利用者数が減少し、赤字路線が増加した。また、貸切バス事業もデフレの継続及び規制緩和による競争の激化等を原因として、収益性が悪化したため、恒常的な資金不足に陥り、設備の更新投資が十分に実施できない状態が継続した。このような状況を踏まえ、熊本第一信用金庫及び肥後銀行等と協議の上、再生支援の申込みをするに至った。
事業計画 売上高 経常利益	①一般乗合事業における広告収入の増加、②旅行事業及び貸切バス事業における商品の充実、収益力の強化、③自動車学校事業における新規講習開始による講習料の増加、④計画的な設備投資の実施による事業競争力の確保 売上高:12億円(H26.3) 経常利益:△1.55億円(H26.3)
スキーム骨子	取引金融機関に対し、現在の金融債務から負担可能な債務を除いた残額につき、債権放棄を要請。また、スポンサーによる30百万円の第三者割当増資により経営権を取得し、既存株主については大幅な希薄化。機構及びスポンサーより非常勤の取締役を派遣し、ガバナンスを強化。
増資	-
スポンサー候補	九州BOLERO2号投資事業有限責任組合

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件28件のうち、任意公表を行った13件について記載しております。

●事業再生ファンドの組成状況（平成 27 年 3 月末現在）

種類	対象	ファンド名	ファンド 総額	組成日
再生	地域	やまぐち事業維新ファンド投資事業有限責任組合	30 億円	2013 年 9 月 30 日
		関西広域中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合	33 億円	2013 年 12 月 20 日
		北海道オールスターワン投資事業有限責任組合	30 億円	2014 年 3 月 31 日

●地域活性化ファンドの組成状況（平成 27 年 3 月末現在）

種類	対象	ファンド名	ファンド 総額	組成日
活性化	地域	わかやま地域活性化投資事業有限責任組合	10 億円	2014 年 1 月 24 日
		しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合	5 億円	2014 年 4 月 30 日
		青函活性化投資事業有限責任組合	2 億円	2014 年 5 月 26 日
		トリプルアクセル成長支援ファンド投資事業有限責任組合	10 億円	2014 年 5 月 30 日
		ぐんま医工連携活性化投資事業有限責任組合	6 億円	2014 年 11 月 17 日
		とっとり大学発・産学連携投資事業有限責任組合	10.2 億円	2015 年 1 月 1 日
		しまね大学発・産学連携投資事業有限責任組合	10.2 億円	2015 年 1 月 1 日
		N C B 九州活性化投資事業有限責任組合	50 億円	2015 年 1 月 31 日
		飛騨・高山さるぼぼ結ファンド投資事業有限責任組合	5 億円	2015 年 2 月 1 日
		やまと観光活性化投資事業有限責任組合	1.5 億円	2015 年 3 月 1 日
		いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合	10 億円	2015 年 3 月 19 日
		八十二地域産業グロースサポート投資事業有限責任組合	5 億円	2015 年 3 月 20 日
		A L L 信州観光活性化投資事業有限責任組合	12 億円	2015 年 3 月 31 日
	しずおか観光活性化投資事業有限責任組合	10 億円	2015 年 3 月 31 日	
	全国	観光活性化マザーファンド投資事業有限責任組合	13 億円	2014 年 4 月 1 日
地域ヘルスケア産業支援ファンド投資事業有限責任組合		100 億円	2014 年 9 月 1 日	

●特定組合出資の状況（平成 27 年 3 月末現在）

種類	対象	ファンド名	ファンド 総額	特定組合出資決定日
活性化	地域	ぐんま医工連携活性化投資事業有限責任組合	6 億円	2014 年 11 月 7 日
		いわて復興・成長支援投資事業有限責任組合	50 億円	2014 年 11 月 21 日
		みやぎ復興・地域活性化支援投資事業有限責任組合	50 億円	2014 年 11 月 21 日
		ふくしま復興・成長支援ファンド投資事業有限責任組合	50 億円	2014 年 11 月 21 日
		N C B九州活性化投資事業有限責任組合	50 億円	2015 年 1 月 16 日
		やまと観光活性化投資事業有限責任組合	1.5 億円	2015 年 2 月 27 日
		A L L 信州観光活性化投資事業有限責任組合	12 億円	2015 年 3 月 13 日
	全国	地域ヘルスケア産業支援ファンド投資事業有限責任組合	100 億円	2014 年 11 月 21 日

●特定専門家派遣の概要（平成 27 年 3 月末現在）

①【事業再生に関する専門家の派遣】

	派遣先	派遣決定日	業態
1	REVICキャピタル株式会社 (やまぐち事業維新ファンド投資事業有限責任組合担当)	2013年9月27日	ファンド
2	せとみらいキャピタル株式会社	2013年11月29日	ファンド
3	山梨県民信用組合	2013年11月29日	信用組合
4	REVICキャピタル株式会社 (関西広域中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合担当)	2013年12月20日	ファンド
5	株式会社東和銀行	2014年1月31日	第二地銀
6	株式会社百五銀行	2014年1月31日	地方銀行
7	株式会社百十四銀行	2014年1月31日	地方銀行
8	REVICキャピタル株式会社 (北海道オールスターワン投資事業有限責任組合担当)	2014年3月14日	ファンド
9	株式会社沖縄銀行	2014年3月28日	地方銀行
10	株式会社静岡中央銀行	2014年3月28日	第二地銀
11	株式会社東北銀行	2014年3月28日	地方銀行
12	株式会社十六銀行	2014年3月28日	地方銀行
13	愛媛信用金庫	2014年3月28日	信用金庫
14	株式会社秋田銀行	2014年3月28日	地方銀行
15	株式会社香川銀行	2014年3月28日	第二地銀
16	株式会社福邦銀行	2014年3月28日	第二地銀
17	株式会社豊和銀行	2014年3月28日	第二地銀
18	株式会社阿波銀行	2014年6月30日	地方銀行
19	株式会社徳島銀行	2014年6月30日	第二地銀
20	株式会社八千代銀行	2014年6月30日	第二地銀
21	株式会社七十七銀行	2014年8月1日	地方銀行
22	株式会社長野銀行	2014年8月1日	第二地銀
23	株式会社東京都民銀行	2014年9月26日	地方銀行
24	株式会社三重銀行	2014年9月26日	地方銀行
25	株式会社愛知銀行	2014年9月26日	第二地銀
26	株式会社近畿大阪銀行	2014年11月28日	地方銀行
27	株式会社大光銀行	2014年11月28日	第二地銀
28	株式会社千葉銀行	2015年1月30日	地方銀行
29	株式会社大分銀行	2015年1月30日	地方銀行
30	株式会社名古屋銀行	2015年1月30日	第二地銀
31	岐阜信用金庫	2015年1月30日	信用金庫
32	株式会社北陸銀行	2015年2月27日	地方銀行

	派遣先	派遣決定日	業態
33	株式会社中京銀行	2015年2月27日	第二地銀
34	株式会社第三銀行	2015年2月27日	第二地銀
35	長野信用金庫	2015年2月27日	信用金庫
36	鹿沼相互信用金庫	2015年2月27日	信用金庫
37	株式会社横浜銀行	2015年3月27日	地方銀行
38	株式会社大垣共立銀行	2015年3月27日	地方銀行
39	株式会社池田泉州銀行	2015年3月27日	地方銀行
40	株式会社四国銀行	2015年3月27日	地方銀行
41	株式会社高知銀行	2015年3月27日	第二地銀

②【地域活性化事業活動に関する専門家の派遣】

	派遣先	派遣決定日	業態
1	広島信用金庫	2013年12月13日	信用金庫
2	REVICキャピタル株式会社 (わかやま地域活性化投資事業有限責任組合担当)	2014年1月17日	ファンド
3	REVICキャピタル株式会社 (観光活性化マザーファンド投資事業有限責任組合担当)	2014年4月25日	ファンド
4	REVICキャピタル株式会社 (しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合担当)	2014年4月25日	ファンド
5	REVICキャピタル株式会社 (トリプルアクセル成長支援ファンド投資事業有限責任組合担当)	2014年5月23日	ファンド
6	REVICキャピタル株式会社 (青函活性化投資事業有限責任組合担当)	2014年5月23日	ファンド
7	ひろしんビジネスサービス株式会社	2014年5月23日	その他
8	株式会社但馬銀行	2014年6月13日	地方銀行
9	信金キャピタル株式会社	2014年6月13日	その他
10	株式会社京都銀行	2014年6月30日	地方銀行
11	株式会社ひろしまイノベーション推進機構	2014年8月1日	その他
12	REVICキャピタル株式会社 (地域ヘルスケア産業支援ファンド投資事業有限責任組合担当)	2014年8月29日	ファンド
13	REVICキャピタル株式会社 (ぐんま医工連携活性化投資事業有限責任組合担当)	2014年11月7日	ファンド
14	REVICキャピタル株式会社 (しまね大学発・産学連携投資事業有限責任組合担当)	2014年12月12日	ファンド
15	REVICキャピタル株式会社 (とっとり大学発・産学連携投資事業有限責任組合担当)	2014年12月12日	ファンド

	派遣先	派遣決定日	業態
16	N C Bキャピタル株式会社 (N C B九州活性化投資事業有限責任組合担当)	2015年1月16日	ファンド
17	R E V I Cキャピタル株式会社 (飛騨・高山さるぼぼ結ファンド投資事業有限責任組合担当)	2015年1月30日	ファンド
18	R E V I Cキャピタル株式会社 (やまと観光活性化投資事業有限責任組合担当)	2015年2月27日	ファンド
19	R E V I Cキャピタル株式会社 (いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合担当)	2015年3月13日	ファンド
20	R E V I Cキャピタル株式会社 (八十二地域産業グロスサポート投資事業有限責任組合担当)	2015年3月13日	ファンド
21	R E V I Cキャピタル株式会社 (A L L信州観光活性化投資事業有限責任組合担当)	2015年3月13日	ファンド
22	R E V I Cキャピタル株式会社 (しずおか観光活性化投資事業有限責任組合担当)	2015年3月27日	ファンド

※①事業再生に関する専門家派遣 41 件 + ②地域活性化事業活動に関する専門家派遣 22 件 = 合計 63 件
(平成 27 年 3 月末現在)

(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)のファンド全体のKPI

政策目的

地域における中小企業等に対する事業再生支援態勢を強化するとともに、事業転換や新事業及び地域活性化事業に対する支援を推進し、もって地域経済の活性化に貢献する。

I. ファンド全体に関するKPI

1. 直接の再生支援を通じた地域への貢献	2. 地域への知見・ノウハウの移転等を通じた事業再生・地域活性化支援	3. ファンドを通じた地域への資金供給(呼び水効果、民業補完の確保)
<p>(1) 具体的な検討を行った案件に対する関与度合い ・達成率目標=50%以上</p> <p>(2) 先導的な事業再生・地域活性化モデルの創造等 ・達成率目標=75%以上</p> <p>(3) ハンズオン支援等による収益改善 ・達成率目標=75%以上</p> <p>(4) 地域経済への貢献 ・達成率目標=75%以上</p> <p>(5) 金融機関等との連携 ・達成率目標=90%以上 ※(2)～(5)については、再生支援決定した案件について評価</p>	<p>(1) 各都道府県での支援実績の積上げ ・達成率目標=平成34年度末までに75%以上</p> <p>(2) 地域への知見・ノウハウの移転 ・達成率目標=平成34年度末までに100% (累計200件)</p> <p>(3) 地域経済への貢献 ・達成率目標=75%以上</p> <p>(4) 金融機関等との連携 ・達成率目標=90%以上</p>	<p>・機構が行うLP出資に係る呼び水効果(民業補完の確保)として、ファンド出資額に占める民間からの出資額の割合:60%以上</p>
<p>KPI実現のための行動目標</p> <p>機構が相談を受け再生支援に関する具体的な検討を行った案件の全てについて、再生支援決定に基づく支援、経営改善や機構以外の手続を含む事業再生の進め方等に係る助言による支援を行うことにより、地域における中小企業等の事業再生や新事業・事業転換等を図り、地域経済の活性化に貢献する。</p>	<p>KPI実現のための行動目標</p> <p>①平成26年度中に、事業再生・地域活性化ファンドを同25年度実績(4件)を上回る件数を組成。同27年度以降は、引き続き地域のニーズに沿ったファンド組成を目標とするが、機構の存続期間も考慮しつつ、新たなファンドの組成のみならず、マザーファンドの活用等により、各都道府県において支援実績を積み上げ、地域経済の活性化に貢献する。</p> <p>②地域への事業再生や地域活性化に係る知見・ノウハウの移転を進めるため、地域金融機関等への特定専門家派遣及び地域金融機関等からの人材の受け入れを平成35年3月末までに累計で200件以上行うことにより、その地域における支援機能の持続的な整備・拡充を図る。</p>	<p>4. 中小企業等への重点支援の明確化</p> <p>・中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)</p> <p>KPI実現のための行動目標</p> <p>事業者に対する機構による直接支援及び事業再生・地域活性化ファンドを通じた支援における中小企業及び病院・学校等の中小規模の事業者の割合を9割以上とする。</p>
		<p>5. 機構全体の収益性確保</p> <p>・出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1.0倍超)</p> <p>KPI実現のための行動目標</p> <p>機構の財産をもって、全ての機構の債務返済ができるとともに、機構に対する出資者が出資金を回収できる収益(倍数1.0倍超)を確保する。</p>

(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)のファンド全体のKPI(詳細)

1. 直接の再生支援を通じた地域への貢献	2点	1点	0点	測定期間	目標	現状達成率(2015/3月)
※(2)～(5)については、再生支援決定した案件について評価						
(1) 具体的な検討を行った案件に対する関与度合い 具体的な検討を行った案件の全てについて、①再生支援決定に基づく支援、②経営改善や機構以外の事業再生の進め方等に係る助言による支援を確実に行ったか	①再生支援決定を実施	②事業再生に関する助言等実施	左記に該当しない	平成26年4月以降測定時まで	50%以上	59%
(2) 先導的な事業再生・地域活性化モデルの創造等 ①民間資金(スポンサー、取引金融機関等の出融資)を活用したか、②知見・ノウハウの移転(ハンズオン支援等)を行ったか、③その他先導的なモデルを創造・活用できたか	左記のうち2つ以上に該当	左記のうち1つに該当	左記に該当しない	平成25年3月以降測定時まで	75%以上	80%
(3) ハンズオン支援等による収益改善 ハンズオン支援等を行っていくことで、収益改善を図ることができたか	改善できた	一定程度改善できた又は今後改善が見込まれる	現時点で改善は期待できない	同上	75%以上	98%
(4) 地域経済への貢献 事業者の再生支援を通じて雇用者の確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか	貢献できた	一定程度貢献できた又は今後貢献が見込まれる	現時点で地域への貢献は期待できない	同上	75%以上	91%
(5) 金融機関等との連携 個別企業の事業再生を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融機関調整や知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果が発揮できたか等)	連携できた	一定程度連携できた又は今後連携が見込まれる	現時点で連携は期待できない	同上	90%以上	89%
2. 地域への知見・ノウハウの移転等を通じた事業再生・地域活性化支援	2点	1点	0点	測定期間	目標	現状達成率(2015/3月)
(1) 各都道府県での支援実績の積上げ ①再生支援決定、②特定専門家派遣、③ファンド組成(マザーファンド活用を含む)、④研修・説明会実施(1件0.2点)のいずれかの支援実績を、各都道府県において広範に積み上げられたか	左記のうち2つ以上に該当	左記のうち1つに該当	左記に該当しない	平成25年3月以降平成35年3月末まで	75%以上(測定時点目標:15%)	71%
(2) 地域への知見・ノウハウの移転 地域金融機関等への特定専門家派遣や地域金融機関等からの人材の受け入れを平成35年3月末までに累計で200件以上行う	特定専門家派遣・人材受入の累計 ÷ 200件 × 100%			同上	100%(測定時点目標:20%)	33%
(3) 地域経済への貢献 事業者等の再生・活性化支援を通じて雇用者の創出・確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか	貢献できた	一定程度貢献できた又は今後貢献が見込まれる	現時点で地域への貢献は期待できない	平成25年3月以降測定時まで	75%以上	70%
(4) 金融機関等との連携 ファンド組成、特定専門家派遣等を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融機関等への知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果、自治体との連携等、再生・活性化の機能が発揮できたか)	連携できた	一定程度連携できた又は今後連携が見込まれる	現時点で連携は期待できない	同上	90%以上	92%
3. ファンドを通じた地域への資金供給(呼び水効果、民業補完の確保)	民間からの出資総額 ÷ 機構が行うLP出資したファンドの出資総額 × 100%			同上	60%以上	59%
機構が行うLP出資に係る呼び水効果(民業補完の確保)として、ファンド出資額に占める民間からの出資額の割合:60%以上						
4. 中小企業等への重点支援の明確化	中小規模の事業者数(病院・学校等を含む) ÷ 支援決定件数 × 100%			平成25年3月以降平成35年3月末まで	90%以上	82%
中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)						
5. 機構全体の収益性確保	機構に対する出資者が出資金を回収できる以上の収益(1.0倍超)を確保			平成25年3月以降解散時まで	1.0倍超	1.4倍 (平成27年3月決算 利益剰余金増加倍率)
出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1.0倍超)						

(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)の個別案件に関するKPI

II. 個別案件に関するKPI

1. 再生支援決定基準における

- ・生産性向上基準に掲げられた指標※1
- ・財務健全化基準に掲げられた指標※2
- ・キャッシュフロー等収支に係る指標※3のほか、
- ・案件の特性に応じた指標※4

※1 自己資本当期純利益率、有形固定資産回転率、従業員1人当たり付加価値額、これらに相当する生産性の向上を示す他の指標のいずれか

※2 有利子負債のキャッシュフローに対する

比率及び経常収入と経常支出の割合

※3 売上高、営業利益、EBITDA、資金繰り等の収支に関わる計数

※4 例えば、病院の場合は病床稼働率等

2. 支援する意義・必要性の判断に係る重要事項として、雇用確保数、関連取引先数など地域経済への貢献度を示す指標

（これまでに再生支援決定・公表した案件をもとに具体例を示すと右記のとおり）

	事業者	地域経済への貢献度を示す指標
1	A酒造	一定のブランド力と集客施設を有する対象事業者の事業再生を通じて、当該事業者の約50名の雇用確保とともに、地域観光の核である商品ブランドを守ることにより、年間5万人の観光集客力を維持し、地域経済の再生・活性化に貢献。
2	B製鉄所	日本有数の高度技術製品を製造する対象事業者の事業再生を通じて、高度な製鋼技術を維持するのみならず、当該事業者の約1,100名強の雇用確保とともに、関連取引の維持を通じて、約300社、総従業員数約1万人の直接取引先事業者の連鎖倒産等の混乱を回避し、地域経済の再生・活性化に貢献。
3	C印刷	印刷媒体のソフト製作から製本加工までの一貫請負体制を有する対象事業者の事業再生を通じて、当該事業者に係る約150名の雇用確保とともに、仕入・外注先約150社の地元企業との仕入等取引の維持を図ることで、地域経済の再生・活性化に貢献。
4	D電子	多品種少量受注に係る高度な技術・ノウハウを有する対象事業者の事業再生を通じて、当該事業者に係る約250名の雇用確保とともに、業界の発展に不可欠な、高度な基板塗装技術と品質管理技術を蓄積させることで、地域経済の再生・活性化に貢献。
5	E病院	地域で不足する診療科を有する対象事業者の事業再生を通じて、当該事業者の約250名弱の雇用確保とともに、入院から地域ケアにつながる地域連携モデルを構築することにより、地域に不可欠な医療・介護サービスを維持・発展させることで、地域経済の再生・活性化に貢献。
6	F製鉄所	世界有数の短納期対応ビジネスモデル及び国内有数の造船関係製品の製造技術を有する対象事業者の事業再生を通じて、高度な製鋼技術を維持するのみならず、当該対象事業者の約300名の雇用確保とともに、約200社の地場下請業者の取引の維持を図ることで、地域経済の再生・活性化に貢献。
7	G印刷	印刷技術に関する豊富なノウハウをベースとした優れた企画・制作力を有する対象事業者の事業再生を通じて、グループ合計で約100名の雇用確保とともに、当該地域の300社を超える中小企業との取引ネットワークを維持することで、地域経済の再生・活性化に貢献。
8	H小売	商業・観光の中心地に立地している対象事業者の事業再生を通じて、当該事業者の約70名の雇用確保とともに、スポンサー企業や地元自治体からの協力を得つつ、同地域への大きな集客能力を引き続き維持することで、地域経済の再生・活性化に貢献。
9	I飲食店	郊外型ロードサイドに96か所の外食チェーン店を展開する対象事業者の事業再生を通じて、当該事業者の正社員約200名その他多くのパート・アルバイトの雇用確保とともに、年間延べ客数約800万人に対する安定的な飲食サービスを提供することで、地域経済の再生・活性化に貢献。
10	J小売	九州・中国地区の魚卸売市場、仲卸業者との強固な取引関係を持ち、同地区最大の事業規模を持つ対象事業者の事業再生を通じて、グループ合計で約500名の雇用確保とともに、地域住民への安定的な食材提供を維持することで、地域経済の再生・活性化に貢献。
11	K病院	関西地区で包括的な医療・介護サービスを提供する対象事業者の事業再生を通じて、当該事業者の約500名の雇用確保とともに、病床や福祉施設が不足している当地域において、医療から介護まで切れ目のないサービスを提供することで、地域経済の再生・活性化に貢献。
12	L販売	大手建材メーカーの一次代理店としての強みを生かした顧客コースへの柔軟な対応力を有する対象事業者の事業再生を通じて、トップクラスの施工技術を維持するのみならず、当該事業者の約100名の雇用確保とともに、当地域において約30社の下請業者との取引関係を維持することで、地域経済の再生・活性化に貢献。
13	M交通	代替する公共交通機関がない地域において、高齢者や通学利用者等の交通弱者を中心に地域経済を支える重要な交通インフラとして、約180名の雇用確保とともに、年間輸送人員300万人の営業基盤を有し、交通の面において地域経済の再生・活性化に貢献。

(注)個別案件に関するKPIに係る目標に照らしての個々の案件の進捗・達成状況については非公表。

【参考】実績値として公表する指標

1. 事業再生支援に関わる業務

① 機構による直接の再生支援

- イ 事業者の再生支援に係る相談受付、具体的検討を行った案件、DD実施、支援・債権買取等・出資の決定、処分の決定等の件数(これらの中小企業等の規模別・業種別の件数)
- ロ 機構が債権買取・出資・融資等を行った件数とその金額
- ハ 民間資金(スポンサー、取引金融機関等による出融資・債権買取等)を活用した案件数とその資金額、そのうち機構出資を伴わない案件に係る件数とその資金額(これらにおける官民資金の比率)
- ニ 経営幹部等の専門家派遣(ハンズオン支援)の件数
- ホ 事業者の再生支援を通じて確保した雇用者数

② 事業再生ファンドを通じた支援

- イ 事業再生ファンドの設立件数及び組成総額、同ファンドに対するGP出資額、同ファンドの設立・運営のために活用した民間資金(民間GP・LP出資)の拠出者数とその金額(これらにおける官民資金の比率)
- ロ 事業再生ファンドにおける相談受付の件数、投融資・債権買取の件数・金額、処分の件数・金額(これらの中小企業等の規模別・業種別の件数)
- ハ 事業再生ファンドに対する助言・ノウハウ移転、業務支援等のために行った特定専門家派遣の件数
- ニ 事業再生ファンドを通じて確保した雇用者数

③ 特定専門家派遣

事業再生に係る金融機関に対する助言・ノウハウ移転、業務支援等のために行った特定専門家派遣の件数(事業再生ファンドに対するものを除く)

2. 地域経済活性化事業活動支援に関わる業務

- ① 地域活性化ファンドの設立件数及び組成総額、同ファンドに対するGP出資額、同ファンドの設立・運営のために活用した民間資金(民間GP・LP出資)の拠出者数とその金額(これらにおける官民資金の比率)
- ② 地域活性化ファンドにおける相談受付、投融資・処分の件数・金額
- ③ 地域活性化ファンドに対する助言・ノウハウ移転、業務支援等のために行った特定専門家派遣の件数
- ④ 地域活性化ファンドを通じて創出・確保した雇用者数

3. その他の業務

- ① 金融機関からの人材の受入れ件数、研修会等の開催件数
- ② 相談を通じて事業者・金融機関等に対して行った経営改善等に関する助言等の実施件数